

電気需給契約書（令和4年度電力調達事業）

交野市（以下「甲」という。）と供給者（以下「乙」という。）とは、電気の需給に関し、乙が定める電気供給条件（特別高圧・高圧）、電気供給条件（低圧）及び電気特定小売供給約款（以下「供給条件」という。）並びに高圧電力A S（主契約料金表）、高圧電力B S（主契約料金表）及び高圧自家発補給電力A S（主契約料金表）（以下「料金表等」という。）によるもののほか、本契約書により契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、甲が使用する電気を需要に応じて供給し、甲は乙に対してその対価を支払うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（再委任等の禁止）

第3条 乙は、業務の処理の全部又は大部分を一括して第三者に委任し若しくは請け負わせてはならない。ただし、一部の場合において、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、甲は、受任者又は下請負人で、業務の処理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を付し、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

（契約種別・供給電圧・契約電力）

第4条 甲が本契約に基づき使用する電気の契約種別等は、次の表のとおりとする。

契約種別	供給電圧	契約電力
高圧電力A S	標準電圧 6,000 ボルト	その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、新たに電気の供給を受ける場合等の契約電力は、甲が、本契約締結前に供給を受けていた従前の電力需給契約（以下「従前契約」という。）における直近の契約電力等を参考に定めるものとする。
高圧電力B S	標準電圧 6,000 ボルト	
高圧自家発補給電力A S	標準電圧 6,000 ボルト	35キロワット
従量電灯A	標準電圧 100又は200ボルト	最大需要容量が6キロボルトアンペア未満。1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

従量電灯B	標準電圧 100又は200ボルト	契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計が50キロワット未満であること。
低圧電力	標準電圧 200ボルト	原則として50キロワット未満であること。1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、最大需要容量又は契約容量と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

(契約の条件)

第5条 契約の条件については、次のとおりとする。

- (1) 供給場所 別表のとおり
- (2) 供給期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日
ただし、従前契約において、毎月1日以外を検針日としている施設については、従前のとおり取り扱うことができる。
- (3) 契約保証金 交野市財務規則第93条第2項第 号により免除
- (4) 供給仕様 第4条及び別紙仕様書のとおり

(契約金額)

第6条 契約金額については、別表のとおりとする。

(使用電力の計量及び確認)

第7条 乙は、甲の最大需要電力（契約電力）及び使用電力量を、毎月1日の0時から当該月末日24時までの期間に電力量計に記録された値を検針することで計量する。ただし、従前契約で毎月1日以外を検針日としている施設については、従前のとおり取り扱うことができる。

(電気料金の算定)

第8条 電気料金は、次のとおり算定する。

- (1) 高圧
 - ① 料金の算定は1月（前月の計量から当月の計量までの期間をいう。）の使用電力量に基づき、次の計算方法で算定する。
電気料金＝基本料金＋電力量料金＋燃料費調整額＋再生可能エネルギー発電促進賦課金
※ただし、自家発補給電力を利用する施設においては、上記の計算式にその料金を加えた額とする。
 - ② 基本料金、電力量料金、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び自家発補給電力料金の算定は次のとおり。

ア 基本料金

契約電力×基本料金単価×(185%-力率)×(100%-基本料金割引率)

※但し、全く電気を使わない場合、基本料金は半額とする。

イ 電力量料金

使用電力量×電力量料金単価(夏季及びその他季)×(100%-基本料金割引率)

ウ 燃料費調整額

使用電力量×(±燃料費調整単価)

※燃料費調整単価は供給条件及び料金表等によるものとする。

エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する額

オ 自家発補給電力料金

契約電力×自家発補給電力料金単価

※使用、不使用時の単価設定が異なるため詳細は料金表等によるものとする。

カ 単位、端数の取り扱い

契約電力の単位は1kW、使用電力量の単位は1kWh、力率の単位は1%とし、それぞれ小数点以下の端数は第1位で四捨五入する。なお、電気料金は施設ごとに算出し、小数点以下を切り捨てる。

(2) 低圧(単位、端数の取り扱いは、高圧に準ずる)

- ① 従量電灯Aの料金算定は1月(前月の計量から当月の計量までの期間をいう。)の使用電力量に基づき、次の計算方法で算定する。

電気料金=最低料金+電力量料金(契約単価×使用電力量)+燃料費調整額+再生可能エネルギー発電促進賦課金

- ② 従量電灯Bの料金算定は1月(前月の計量から当月の計量までの期間をいう。)の使用電力量に基づき、次の計算方法で算定する。

電気料金=基本料金(契約容量×基本料金単価)+電力量料金(契約単価×使用電力量)+燃料費調整額+再生可能エネルギー発電促進賦課金

- ③ 低圧電力の料金算定は1月(前月の計量から当月の計量までの期間をいう。)の使用電力量に基づき、次の計算方法で算定する。

電気料金=基本料金(契約電力×基本料金単価)+電力量料金(契約単価×使用電力量)+燃料費調整額+再生可能エネルギー発電促進賦課金

(対価の支払)

第9条 乙は、電気料金を月ごとに請求するものとする。

2 甲は、乙より適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に、乙の指定する金融口座へ払い込むことにより料金を支払う。

3 料金が支払期日までに支払われない場合、甲は支払期日の翌日から起算して支払日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規程により財務大臣が決定する率(以下「支払遅延防止法の率」という。)を乗じて計算した額の遅

延利息を乙に支払うものとする。

(契約電力の増減)

第10条 甲が契約電力を超えて電気を使用する等、電気の使用状態が不相当と認められる場合には、甲乙は速やかに協議の上、契約電力を適正なものに変更するものとする。

2 最大需要電力が契約電力を超過した場合、超過金の支払について甲乙協議を行い、超過金の支払いが適当であると認められるときは、甲は当該協議において決定された金額を超過金として、乙の指定する期限内に支払わなければならない。

(甲の解除権)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責に帰すべき理由により、期限内に業務を開始する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由がなく、業務に着手すべき時期を過ぎてもその業務に着手しないとき。

(3) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合において、乙は、契約金額の10/100に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(違約金)

第 12 条 乙は、前条の規定によりこの契約を解除されたときは、落札金額の 10/100 に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 甲は、前条の規定により契約を解除した場合において、前項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を乙に請求することができる。

(乙の契約解除等)

第 13 条 乙は、正当な理由なく、甲が契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約が解除された場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(秘密の保持等)

第 14 条 甲及び乙は、相手方の了解を得た場合を除き、本契約に関する事項及び本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、又は本契約の目的の範囲を超えて利用してはならない。契約期間終了後又は本契約の解除後においても同様とする。ただし、法令等により開示が義務付けられている場合で、適正な手続きにより開示する場合はこの限りではない。

(費用負担)

第 15 条 本契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、乙の負担とする。

(その他の事項)

第 16 条 本契約書、供給条件及び料金表等に定めのない事項、又は、この契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

上記契約成立の証として、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 4 年 月 日

甲 大阪府交野市私部 1-1-1
交野市
交野市長 黒田 実

乙